

1 交付対象水田の見直し

令和4年度以降、5年間連続して一度も水張り(水稲作付けまたは1か月以上のたん水管理)が行われない農地は、6年目から、水田活用の直接支払交付金を受給できなくなります(交付対象水田から除外されます)。このルールにより除外された農地は、耕作者が変更となっても交付対象水田には戻りません。

2 見直しに対応する取組

このルールに対応するため、以下の取組を検討しましょう。水張りの実施年や時期にも注意が必要です。

(1) 水稲との輪作やローテーション

畑作物等の中に水稲作付けを入れて、輪作体系を組みます。また、水稲と畑作物を団地ごとにローテーションすると作業効率が上がります。

長年畑作物を栽培してきたほ場は、水稲を作付けすると、地力窒素の発現が旺盛となります。そのため、飼料用米の多収品種の栽培に適しています。

○水稲作付けと交付対象水田の関係 (R4～8の5年間の例)

体系	R4 (R4.4.1～R5.3.31)		R5 (R5.4.1～R6.3.31)		R6 (R6.4.1～R7.3.31)		R7 (R7.4.1～R8.3.31)		R8 (R8.4.1～R9.3.31)		R9 (R9.4.1～R10.3.31)		R9に交付対象水田かどうかの判断とその理由	
大豆単作に飼料用米を加える	大豆		大豆		大豆		大豆		大豆		飼料用米		×	R8までの5年間水張りしていないので交付対象水田から除外されます。
	飼料用米		大豆		大豆		大豆		大豆		大豆		○	R9は交付されますが、R10以降は交付対象水田から除外されます。
子実用とうもろこし→小麦→大豆に飼料用米を加える	子実用とうもろこし	小麦	大豆		子実用とうもろこし	小麦	大豆		飼料用米	小麦	大豆		○	畑作物の2年3作体系であっても水張りが必要です。

(2) 1か月以上のたん水管理

水稲の作付けが困難な場合、1か月以上のたん水管理によっても水張りとはみなすことができます。ただし、併せて、「連作障害が発生していないこと」が要件となっています。

また、たん水管理は、地域農業再生協議会による確認が必要となります。

○たん水管理と交付対象水田の関係 (R4～8の5年間の例)

体系	R4 (R4.4.1～R5.3.31)		R5 (R5.4.1～R6.3.31)		R6 (R6.4.1～R7.3.31)		R7 (R7.4.1～R8.3.31)		R8 (R8.4.1～R9.3.31)		R9 (R9.4.1～R10.3.31)		R9に交付対象水田かどうかの判断とその理由	
大豆単作にたん水管理	大豆		大豆		大豆		大豆		たん水管理	大豆	大豆		○	たん水管理は5年目の年度内までに1か月以上のたん水期間を確保できるような実施する必要があります。※5年目の年度中に1か月以上たん水期間を確保できれば○、できなければ×となります。
	大豆		大豆		大豆		大豆		大豆	たん水管理	大豆	大豆	△※	
	大豆		大豆		大豆		大豆		大豆	大豆	たん水管理	大豆	×	
小麦単作にたん水管理	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	たん水管理	小麦	小麦	小麦	小麦	○	
	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	たん水管理	小麦	小麦	×	

たん水管理の時期は問いませんが、用水機能を使用して管理する必要があります。雪解け水がただ溜まっているようなものは、たん水管理として認められません。

たん水管理は、適切な条件で実施すれば、病虫害防除にも有効です。
たん水管理後は、排水対策を徹底してください。

○たん水管理の例

月	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			たん水により期待される効果								
旬	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下												
用水確保が可能な期間	[Blue shaded area from April to October]																																												
大豆	たん水管理			播種			→ 収穫																														穂実莢数の増加による収量増加								
麦	→ 収穫						たん水管理						播種			→ 畑雑草防除																													
タマネギ(秋まき)	→ 収穫						たん水管理						定植			→ べと病防除																													

大豆、麦のたん水による効果は下記のQRコードを参照してください。



大豆連作障害対策における湛水処理効果
(福島県農業総合センター研究成果)



夏季湛水によるネズミムギ防除
(福島県農業総合センター研究成果)

タマネギのたん水によるべと病防除の効果を得るには、下記の条件を保つ必要があります、漏水対策等のほ場準備が必要となります。

- ① 期間中落水しない(酸素遮断)
- ② 湛水期間の平均地温30℃
- ③ 湛水期間50日

(「タマネギべと病防除対策マニュアル」より抜粋)

(3) 畑地化

高収益作物を栽培する水田や用水確保が困難な水田においては、下記の「畑地化促進事業」を活用しながら、畑地化を検討しましょう。

なお、畑地化は、水田の地目を変更して畑にする必要性はありませんが、交付対象水田からは除外されます。

○畑地化促進事業

(1) 畑地化支援

水田を畑地化して、高収益作物や畑作物の本作化に取り組む場合、取組面積に応じて 14万円/10aが支援されます。

(2) 定着促進支援

水田を畑地化して、高収益作物や畑作物の定着等に取り組む場合、取組面積に応じて 2万円/10a×5年間 (又は5年分一括で10万円/10a) が支援されます。

☆5年間継続して取り組むことが要件です。

(3) 産地づくり体制構築等支援

- ア 産地づくりに向けた体制構築支援 1 協議会当たり上限300万円
- イ 土地改良区決済金等支援 上限25万円/10a

3 将来の水田農業について

輪作や畑地化の取組は、個人の判断だけでは実行することが難しい場合があります。地域の話し合いの中で、将来の水田農業の姿をみんなで考えていきましょう。これから基盤整備を実施する地区の打合せや「地域計画」の話し合いでもぜひ話題にしてください。

このパンフレットに関するお問い合わせ：福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務局

○ 福島県 水田畑作課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL 024-521-7369

○ JA福島中央会 食農振興部
〒960-0294 福島市飯坂町平野字三枚長1-1
TEL 024-554-3072